

第6回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和4年10月7日（金）

中央公民館 講堂

第6回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和4年10月7日（金）

2、開催場所 中央公民館講堂

3、招集者 大網白里市農業委員会会长 鵜澤英夫

4、出席委員（16名）

1番	平賀久雄	2番	齊藤義信
3番	小川一成	4番	宍倉喜八郎
5番	川崎篤之	6番	増田健二
8番	加藤岡一弘	9番	内山充弘（会長職務代理者）
10番	中村和敏	11番	川嶋一美
12番	板倉小百合	13番	内海亮一
14番	梅原英男	15番	齊藤重幸
16番	鵜澤英夫（会長）	17番	今関喜明

5、欠席委員（1名）

7番 平賀武

6、議事日程 第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

（整理番号1～2）

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

（整理番号1～3）

第5 議案第3号 大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転について

第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積計画の作成について

（利用権設定）

第7 議案第5号 大網白里市農業委員会会长交際費支出基準の一部改正について

第8 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

（整理番号1～4）

第9 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

(整理番号1)

第10 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1)

第11 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1～2)

第12 報告第5号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1～4)

第13 報告第6号 転用事実確認証明について (整理番号1～2)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	米倉正美	主査	千葉利憲
主任書記	戸田久子	主任書記	小田切基樹

◎開会

○議長 ただいまより、第6回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は17名中16名で定足数に達しておりますので、第6回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、本日、平賀武委員から所用のため欠席の旨連絡がありましたことを報告いたします。

(午後 3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。

議事録署名委員は議長から指名させていただくことでご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は内海亮一委員及び梅原英男委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の千葉主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案第1号、整理番号1から2について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は四天木字南新田、現況地目、畑の2筆、合計面積514平方メートルを売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の①をご覧いただきまして、1-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料1ページから6ページまででございます。

次に、整理番号2、申請地は佛島字大道、地目、田の2筆、合計面積1,278平方メートル

を売買により所有権を移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないためでございます。

申請位置は、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、右上に1－2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料の7ページから10ページまでとなっております。

なお、整理番号1から2の権利者の農業従事日数、農業機械の保有状況のほか、経営面積は所定の面積以上であり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。整理番号1の案件につきましては、川嶋一美委員、お願いいたします。

○川嶋委員 整理番号1についてご説明申し上げます。

事務局の説明どおりですが、10月2日に吉原推進委員、私とで現地の畠で義務者、権利者と合流し、話を伺いましたので、報告させていただきます。

権利者と義務者は近所であり、当該の畠は権利者の自宅近くにあります。畠は義務者が以前より維持管理だけで、作付はしていなかったとのことでした。畠は権利者の自宅より近く、経営規模の拡大を図る権利者と売買の話がまとまり、今回の許可申請に至ったことです。権利者は機械、設備も整っており、問題はないと思いますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号2の案件につきましては、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 それでは、議案第1号、整理番号2について調査報告をいたします。

調査に当たりましては、9月30日に関本推進委員と現地にて権利者とお会いし、お話を伺いました。

義務者は市外在住者ですので、電話にて確認したところ、申請に間違いないとのことでした。義務者は、本申請地は相続により所有していましたが、遠方におり、また、最近大病を患い耕作管理できなくなり、本家に当たる権利者と相談し、本申請に至ったと言っています。

た。

権利者においては、申請地が権利者所有農地に隣接しており耕作しやすいことと、本家、分家といった近い親戚筋からの申出によるもので、合意したようです。耕作については当面、本農地を以前より耕作していた方に一部委託し、耕作するそうです。

特に問題はないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願ひをいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から2について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から2に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1～3）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、本日審議いただく議案第2号、整理番号1及び2の案件は権利者が同一で関連がありますので、整理番号1及び2の案件を一括して上程し、審議をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないとことでございますので、事務局から議案第2号、整理番号1から3について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は永田字谷中、地目、田の6筆、合計面積3,499平方メートル、整理番号2、申請地は永田字谷中、地目、田の1筆、面積70平方メートルを、それぞれ売買により所有権移転し、農業機械販売の店舗用地に転用しようとするものでございます。なお、地目、雑種地及び宅地部分を含めた計画であり、全体の面積は4,889.3平方メートルでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の②をご覧いただきまして、2-1、2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料の11ページから33ページまでとなってございます。

計画概要は、鉄骨造の平屋建ての事務所及び整備場棟が1棟、建築面積738平方メートル並びに鉄骨造の平屋建ての屋外物置棟が1棟、建築面積は165平方メートル。そして、業務車両や来客用などの駐車スペースは40台でございます。

事業を行う理由といたしましては、一般国道128号に面した交通のアクセスがよい土地であり、営業所建築建物及び駐車場を確保できる土地で、また、既存事業所における業務支障を改善できる土地であるとのことでございます。

なお、土地の選定に当たりまして、近傍地を探したもの、既存営業所付近及び近傍地においては住宅建設が進んでいる状況であり、周辺地域の騒音等の生活環境を考慮いたしまして、申請地に計画されたとのことであります。

続きまして、農地転用許可基準の位置基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられます。原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件でございます市町村農業振興地域整備計画に沿って農地の効率利用を図る観点から、市町村が策定する計画に従って施設整備を行う場合に該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、全額を自己資金により賄う計画であり、実現性には支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認いたしましたところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、良質な山砂による盛土を行いまして、隣接地に悪影響のないよう北側、西側、南側に擁壁を設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由しまして、雨水は雨水ますを排水管に接続して、南側の準用河川谷中川へ放流する計画であり、工事の施工に伴う届出書の確認を地元区及び当該土地改良区から受けており、その写しが添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、各他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

次に、議案書の3ページをご覧ください。

整理番号3、申請地は北吉田字町田、地目、畠の1筆、面積448平方メートルを貸借により使用貸借権を設定し、専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

権利者及び義務者は議案書のとおりでございます。

計画位置は、別添資料の図面の③をご覧いただきまして、2-3と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料34ページから40ページまででございます。

計画の概要は、軽量鉄骨造2階建ての専用住宅が1棟、建築面積58.76平方メートル及び駐車スペースが35.33平方メートルでございます。

事業を行う理由といたしましては、家族が4人で現在の賃貸住宅では手狭であることでございます。また、申請地は父親が所有しております、さらに、親の住居の隣になりますことから、老後を考慮、また、大網白里市内で住宅地を探したものの、条件が合う土地が見当たらなかったために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります、住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上、または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

初めに、農地転用目的実現の確実性につきましては、建設費の一部は自己資金により賄い、それ以外の経費は金融機関からの借入金により賄う計画であり、融資先発行のローン事前審査結果の写しが添付されており、実現性には支障ないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地への営農条件への支障が生じるおそれにつきましては、敷地内は整地のみを行い、隣接地に悪影響のないよう東側に積みブロックを設置されることから、土砂の流出などを発生させるおそれはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じるおそれにつきましては、雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水は雨水ますを排水管に接続して南側の排水路へ放流する計画であり、排水同意を地元区から受けており、その写しが添付されております。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続の申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1及び2の案件につきましては、一括して内海亮一委員、お願いいいたします。

○内海委員 それでは、議案第2号、整理番号1、2について報告いたします。

内容は事務局説明のとおりでございます。

場所は、図面位置図②をご覧ください。この市の分庁舎よりちょっと東金方面に行き、歩道橋を渡ったところに2スパンぐらいスペースがあると思います。これが今、大網営業所となっております。この営業所を2-1、2-2のほうに移転する案件でございます。また、この営業所の詳細については、詳細図の19ページをご覧ください。ここに詳しく平面図で出ております。これ、手前が従業員駐車場と、現在、営業車を止めて、その先に事務所がある、これが現況でございます。こういう状況になっております。

9月30日、平賀委員と代理人に会って話を聞きました。移転する理由としましては、まず、国道128号の道路が拡張により車両の出入りが危険になってきたということです。特に大型

の出入りが、道路をいっぱいに使わないと中に入り切れないで、結構危険性を帯びてきたということでございます。また、駐車場、現況は2か所に分かれておりまして、運用がちょっと不便になってきたということです。既存する施設である、また建物及び駐車場の規模、配置が業務に支障をしてきているということです。特に展示会開催のときは従業員の駐車場のスペースを利用し、展示会時期は従業員に車通勤をしないよう協力してもらっているのが現状だそうでございます。また、近年は営業所付近は住宅建設が進んでおり、周辺地域への騒音等により生活環境に問題が起きつつあるということです。

こういう点から移転先の土地を探した結果、申請地は国道128号に面した交通アクセスがよい土地であり、また、隣接地には未使用の土地、宅地と雑種地があり、併せて取得し活用することで、現営業所の問題点を改善できる土地であるということから決定したとのことでございます。また、義務者に会って話して、営業所施設の話をしたところ、義務者のほうも全面的に協力するとの回答をいただいたそうでございます。

また、造成については土盛り1.6メートルを計画し、周りにはL型擁壁2メートル10センチを設置し、西側、南側方面のへりには植栽して、土砂の流出を防ぐようとするそうでございます。

また、建物は平屋建てで、敷地南側へ寄せて、隣接への日陰、風環境の影響を低減し、農地の耕作に影響のないようにする考えでいるそうでございます。また、今回、駐車スペースは40台分確保しているそうでございます。

また、生活用水は合併槽を設置し処理した後、準用河川谷中川へ雨水と共に放流し、後に小中川と合流することです。その関係で、当該土地改良区の排水同意書、また、並びに南部維持管理組合、両総土地改良区に農地除外申請を出し、受理してもらったということでございます。また、区長のほうにも同意を受けたという話でございました。

また、10月2日の日に平賀委員と現地で義務者に会って確認したところ、申請内容に間違いないとのことでございました。

権利者には電話で確認したところ、よろしくお願ひしますということでございました。

このことから、何ら問題ないと思われます。委員の皆様の慎重なる審議、よろしくお願ひいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、内山充弘委員、お願いいいたします。

○内山委員 それでは、議案第2号、整理番号3について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

10月1日に、権利者には電話にて、義務者には申請地にて、私と中村委員と調査を行いました。権利者、義務者は親子で、権利者に聞きますと、家族が4人になり、現在の賃貸住宅では手狭になってきたため市内に住宅地を探していましたが、条件に合う土地が見つからず、親の老後も考慮し、親に相談をして、今回の建築地を選定したそうです。義務者も、権利者の考えを聞き、納得して今回の申請に至ったと話されておりました。

排水や近隣の影響はないよう計画を進められておりました。

権利者、義務者とも今回の申請について間違いないということでした。

以上、問題ないものと思われますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより議案第2号、整理番号1から3について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ありましたら、お願いいいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号、整理番号1及び2について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から2は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

次に、議案第2号、整理番号3について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号3は原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

よって、議案第2号、整理番号1から3につきましては、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号、大網白里市農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題といたします。

事務局から議案第3号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、大網白里市長から農業委員会長へ意見を求められたものでございます。

議案書の5ページ、所有権移転総括表をご覧ください。

所有権の移転を受ける者は1人、所有権の移転をする者は1人、所有権の移転をする農用地の筆数及び面積は、田が8筆で面積1万2,767平方メートル、畠はございませんので、合計面積は同じく1万2,767平方メートルでございます。

次に、議案書の6ページをご覧ください。

所有権の移転等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積の順に説明させていただきます。なお、譲受人と譲渡人の住所、氏名及び備考につきましては議案書のとおりでございます。

整理番号1、桂山、田が8筆、1万2,767平方メートル。

なお、整理番号1の譲受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありました、関連して、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、整理番号1の案件につきましては、中村和敏委員、お願いいいたします。

○中村委員 整理番号1について説明いたします。

今月の2日、鵜澤推進委員と2名で譲渡人宅に訪問し、話を伺いました。以前から耕作をお願いしていた方が今年度で耕作できないとのことで、農地を返されたということでした。

そこで、譲受人が一部の耕作をしているということで、返された農地をお願いしたところ、隣接しているということで全て引き受けもらって、今回の申請に至っております。

譲受人には、同日の午後に電話で確認しております。今回の申請は間違いないということ

でした。譲受人は機械も設備も整っており問題はないと思いますが、皆様の慎重審議よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号1について質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号、整理番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第4号（利用権設定）

○議長 続きまして、日程第6、議案第4号、大網白里市農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。

事務局から、議案第4号、整理番号1から2について説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

本案は、農業経営基盤強化促進法に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の9ページ、利用権設定総括表をご覧ください。

利用権の設定を受ける者は2人、利用権の設定をする者は2人、利用権の設定をする農用地の筆数及び面積は、畠が10筆で面積9,364平方メートル、田はございませんので、合計面積は同じく9,364平方メートルでございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

農用地利用集積計画でございます。今回の契約種別及び件数は、新規1件、更新1件の2件でございます。整理番号1から2までの所在地名の大字、地目及び筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。なお、借受人と貸付人の住所、氏名及び備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、金谷郷、畑が8筆、7,983平方メートル、6年、金納、10アール当たり5,000円、新規。

整理番号2、永田、畑が2筆、1,381平方メートル、6年、無償、更新。

なお、整理番号1から2の借受人につきましては、農業従事者日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、関連して、新規契約の利用設定案件について、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

なお、更新契約の利用権設定案件につきましては、調査報告を省略させていただきます。

それでは、整理番号1の案件につきましては内山充弘委員、お願いいいたします。

○内山委員 それでは、議案第4号、整理番号1について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりです。

9月30日に貸付人、借受人には電話にて、申請地には私と片岡推進委員と調査を行いました。

貸付人に聞きますと、申請地は保全管理を行っていたが、管理がきつくなり、作付をしてくれる方を探していたそうです。今回、両者の共通する友人の紹介で作付をお願いしたということでした。借受人は作付をお願いされ、畑作の規模拡大をしたい考えがあったことから、今回の申請に至ったと申していました。また、借受人は認定農業者で、機械、設備等整っており、意欲的な農業者です。

現地調査においては、申請地は機械で耕うんされて、きれいに管理されておりました。

以上、問題ないと思われますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

○議長 ご苦労さまでした。

これより整理番号1から2について一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から2の案件は原案のとおり承認することを決定いたします。

◎議案第5号

○議長 続きまして、日程第7、議案第5号、大網白里市農業委員会会长交際費支出基準の一部改正についてを議題といたします。

事務局から議案第5号について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。

議案書の12ページと13ページをご覧ください。

本案は、大網白里市農業委員会会长交際費支出基準における該当する各条の文言の整理を行おうとするものでございます。

これに加えまして、13ページ下段の弔慰金の支給等に関する基準表におきまして、全ての区分における花輪を廃止、現職の農業委員会会长、農業委員及び農地利用最適化推進委員の親族における弔辞を廃止しようとするものでございます。

また、元職の農業委員会会长、農業委員及び農地利用最適化推進委員の本人における香典の追加並びに備考の文言の整理などの追加を行おうとするものでございます。

参考といたしましては、A4判横の別冊でお配りしてございます、右上に議案第5号参考資料と記載いたしました新旧対照表をご覧ください。新旧対照表の左側が改正後、右側が改正前でございまして、赤字部分が改正内容でございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から議案説明がありましたが、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたら、お願ひいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定をすることに賛成の方は举手をお願いいたします。

(举手全員)

○議長 総員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定されました。

◎報告第1号～報告第6号

○議長 続きまして、日程第8、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、日程第9、報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、日程第10、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、日程第11、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、日程第12、報告第5号、農地の転用事実に関する照会について、日程第13、報告第6号、転用事実確認証明についてを一括して議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 初めに、報告第1号についてご説明をさせていただきます。

議案書の14ページから16ページまでをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は4件でございます。各農地の所在地及び届出者は議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明させていただきます。

議案書の17ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による届出は1件でございます。農地の所在地及び届出者につきましては議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明させていただきます。

議案書の18ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出は1件でございます。農地の所在地及び権利者、義務者につきましては議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届出地について転用しようとするものでございます。

届出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第4号についてご説明させていただきます。

議案書の19ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知は2件でございます。各農地の所在地及び賃借人、賃貸人は議案書に記載のとおりであり、いずれも賃貸借を設定した農地について、合意により解約されたことに伴う通知でございます。

提出書類は調っておりますので、受理をいたしました。

続きまして、報告第5号についてご説明いたします。

議案書の20ページと21ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は4件でございます。法務局から照会のありました各農地の所在地及び申請者は議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認をいたしました。

法務局には、現況欄に記載のとおり回答をいたしました。

続きまして、報告第6号についてご説明いたします。

議案書の22ページをご覧ください。

転用事実確認証明は2件の願い出がありました。各土地の所在地、申請者につきましては議案書に記載のとおりであり、農地法第4条、第5条の許可後または受理通知後、法務局へ地目変更登記を申請するに当たり、農業委員会に転用事実の確認を受けるものでございます。

現地を農業委員及び推進委員で確認いたしましたところ、目的のとおり転用されておりましたので、申請者へ事実と相違ない旨の通知を行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から報告第1号から第6号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともにないようですので、これにて日程第8から日程第13の報告事項を終了いたします。

この際ですから、ほかにご意見、連絡等がありましたら、各委員または事務局からお願ひいたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉会

○議長 ほかにないようでございますので、以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議いただき、ありがとうございました。

これにて第6回大網白里市農業委員会総会を閉会といたします。

(午後 3時52分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年10月7日

農業委員会長

鶴澤英夫

署名委員

内海亮一

署名委員

梅原、英男